

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

21 松地環第1-5号
平成21年7月22日

長野県松本地方事務所長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書（一般廃棄物最終処分場の新規許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
条例第33条	①氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社信州タケエイ 代表取締役 徳山 重男 長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1749 番地
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県塩尻市大字旧塩尻字東山 896 番地 1 他
	③廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場(兼産業廃棄物管理型最終処分場)
	④処理を行う廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、熔融スラグ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず(石綿含有一般廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有一般廃棄物を含む。)、廃乾電池、廃蛍光管、がれき類(石綿含有一般廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも、特別管理一般廃棄物を除く。
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	最終処分場 埋立面積 17,337 m ² 埋立容量 247,175 m ³
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
条例第33条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠 (範囲) 塩尻市東山区、柿沢区、金井区、勝弦区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1の(4) (処理計画の敷地境界線から概ね1km以内に存する自治会)	

	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 塩尻市長、塩尻市東山区、柿沢区、金井区、勝弦区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者及び同区の区域において農業又は林業を営む者。 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 項
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	①東山区 (開催日時) 平成 21 年 8 月 28 日 (金) 午後 7 時 00 分～ 平成 21 年 8 月 29 日 (土) 午後 7 時 00 分～ (場所) 東山区公民館 ②柿沢区 (開催日時) 平成 21 年 9 月 3 日 (木) 午後 7 時 30 分～ 平成 21 年 9 月 12 日 (土) 午後 7 時 30 分～ (場所) 柿沢区公民館 ③金井区 (開催日時) 平成 21 年 9 月 4 日 (金) 午後 7 時 00 分～ 平成 21 年 9 月 5 日 (土) 午後 7 時 00 分～ (場所) 金井区公民館 ④勝弦区 (開催日時) 平成 21 年 8 月 26 日 (水) 午後 7 時 30 分～ 平成 21 年 9 月 6 日 (日) 午後 7 時 30 分～ (場所) 勝弦区公民館
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(縦覧場所) 松本地方事務所 環境課 (期間) 平成 21 年 7 月 23 日 (木)～8 月 21 日 (金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (時間) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 34 条	○第 32 条第 2 項の関係市町村長 ○第 33 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12 号	提出期限 平成 21 年 8 月 21 日 (金) 提出先 〒390-0852 松本市大字 島立 1020 松本地方事務所 環境課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないものであること。